

令和6年第5回 議会運営委員会

1. 日 時 令和6年3月18日（月）午前10時
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 追加議案の取り扱いについて
(2) (仮)白井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
(3) 白井市議会委員会条例の一部改正について
(4) その他
4. 出席委員 柴 田 圭 子 委 員 長・広 沢 修 司 副 委 員 長
石 井 恵 子 委 員・長谷川 則 夫 委 員
田 中 和 八 委 員・徳 本 光 香 委 員
岩 田 典 之 議 長
秋 谷 公 臣 副 議 長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市 長 笠 井 喜久雄
総務部長 松 丸 健 一
総務課長 齊 藤 祐 二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永 井 康 弘
係 長 今 井 好 美
主 事 金 子 直 史

会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので始めさせていただきます。

まず、会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 おはようございます。

あと何日かで、議会、最終日を迎えることとなりますけれども、今日、補正予算案で三つ、議案が追加で。それとあとは、議員発議で条例制定など、条例の改正とか、協議することが結構たくさんございますので、どうぞ皆様よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、令和6年第1回の市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

3月の22日の本会議におきまして、市から追加提案いたします案件は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について1件、令和6年度一般会計ほか2会計の補正予算に関わる案件が3件の合わせて4議案になります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

それでは、委員会会議につき、議事等につきましては、柴田委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は6名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和6年第5回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

執行部より、今定例会に追加提案される議案の内容について説明をお願いいたします。

齊藤総務課長。

○齊藤総務課長 改めまして、皆様おはようございます。

最終日、22日に追加提案いたします議案について、御説明のほうさせていただきます。

まず、議案第30号 常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。所管課は総務課でございます。

白井市特別職報酬等審議会の答申を踏まえまして、常勤の特別職の給料月額の改定及び通勤手当の支給を行うため、条例の一部を改正するものです。

主な内容ですが、常勤の特別職の給料月額を、市長を改正前83万円を改正後85万1,000円に、副市長を改正前69万円を改正後70万7,000円に、教育長を改正前65万円を改正後66万6,000円と改めるとともに、常勤の特別職に通勤手当を新たに支給するものでございます。施行期日は令和6年4月1日を予定しております。

議案第31号 令和6年度白井市一般会計補正予算（第1号）について。所管課は財政課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,958万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億9,650万7,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、常勤の特別職について給料月額の改定及び通勤手当の新規支給を行うため、所要額を計上するもの。

最低限必要な人数の職員の配置が難しい部署について、会計年度任用職員を確保するため、所要額を計上するもの。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、令和6年度から新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税世帯となる世帯を対象といたしました価格高騰支援給付金給付事業を実施するとともに、定額減税可能額が令和6年推計所得税額または令和6年度個人住民税所得割額を上回るものを対象とした調整給付金給付事業を実施するため、所要額を計上するものでございます。

また、令和6年10月から児童手当が拡充されることに伴う所要額を計上するもの。

带状疱疹ワクチン接種費用の助成を新たに実施するための所要額を計上するものです。

このうち、带状疱疹ワクチン接種費用の助成事業及び令和6年度の給付金につきましては、午後の議員全員協議会にて、担当課から説明のほうをさせていただきます。

続きまして、議案第32号 令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）。所管課は保険年金課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億5,853万6,000円とするものでございます。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、最低限必要な人数の職員の配置が難しいことから、会計年度任用職員を確保するため、所要額を計上するものでございます。

続きまして、議案第33号 令和6年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）。所管課は高齢者福祉課でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,183万8,000円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、最低限必要な人数の職員の配置が難しいことから、会計年度任用職員を確保するため、所要額を計上するものです。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○柴田委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 補足説明ないので、執行部はこれで退席となります。

次に、事務局より追加議案の取扱いについて説明を求めます。

事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、私のほうから、議案等の追加提案を受けまして、3月22日、最終日になりますけれども、議事日程について御説明をさせていただきます。お手元に配付の議事日程（案）（第7号）のほうを御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、執行部から説明のありました追加提案の条例の改正1件、補正予算3件、合計4件につきましては、3月22日金曜日、本会議の最終日に追加して審議する案でございます。

2ページ目になりますけれども、日程第28、議案第27号 令和6年度白井市下水道事業会計予算についての後に、日程第29として議案第30号 常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをはじめ、以降、日程第30、議案第31号から日程第32、議案第33号まで追加提案の議案を追加してございます。

なお、追加議案の審議につきましては、閉会日の追加であることから、委員会付託を省略して審議をお願いしたいと思います。追加議案の審議の後には、請願、陳情、発議案の審議、閉会中の継続審査としております。

以上が議事日程（案）となります。

それから、補足説明になりますけれども、この後、御審議いただきます議運発の発議案、条例2件について補足説明をさせていただきます。

まず、議事日程の日程第40、（仮称）白井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてでございますが、条例の名称については、この後の議題2で協議いただきますので、ここでは（仮称）として掲載してございます。

それから、日程（案）のほうには記載がないのですが、本日、議題の3で協議することとしております委員会条例の一部改正の発議案につきましては、改正の要因となっている議案第4号、組織の条例なのですけれども、の可決に伴うものとなりますので、今のところは議事日程（案）には掲載していないところでございます。この後の協議で委員会条例の一部改正を発議すると決まった場合には、22日の本会議で、議案第4号を可決した後に発議案を議長へ提出し、追加日程として審議する予定と考えております。

説明は以上になります。

○柴田委員長 ありがとうございます。

以上で、議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を

求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 では、追加議案の取扱いについては、事務局長からの説明のとおり、追加議案の条例改正 1 件、補正予算 3 件については、3 月 22 日の本会議に追加することとし、日程第 28、議案第 27 号 令和 6 年度白井市下水道事業会計予算についての後に、日程第 29 として、議案第 30 号 常勤の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをはじめ、以降、日程第 30、議案第 31 号から日程第 32、議案第 33 号まで、追加提案の議案を追加し、委員会付託を省略して審議することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、議題の 2 番目に移ります。白井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題といたします。

議会事務局長から説明をお願いいたします。

○永井議会事務局長 それでは、議題の 2、（仮称）白井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について御説明をさせていただきたいと思います。お配りしました資料の発議案、（仮称）白井市議会の議員の条例という資料をお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

こちらの条例につきましては、2 月 5 日の議会運営委員会のほうで、考え方と案について御説明をさせていただきました。その際、議員全員に関わることであるので、全員協議会での説明ということが認められまして、2 月 22 日の全員協議会で議員全員に御説明をさせていただきました。

その際、御意見等を受ける期間として、2 月中を期限に御意見というのを収集させていただいたのですが、その期間内には特に御意見がございませんでしたので、本日は、2 月 5 日に御提示させていただいた案を議案形式にまとめた資料ということで、先ほど御説明させていただきました資料を御用意させていただいております。

内容につきましては、少しおさらいとしまして 2 ページ目をめくっていただきまして、1 条は、目的について記載しているものでございます。それから、2 条につきましては、議員が行う報告と訂正について。それから第 3 条については、議長が行う公表について。それから第 4 条については、保存期間と閲覧について記載しております。また、第 5 条については、委任について、それぞれ定めた内容となっております。

それから、附則につきましては、施行期日について定めているもので、公布の日から適用で、令和 5 年度分の請負分から適用させるというようなことでまとめさせていただいております。

議案については以上になります。

また、本日、議案になるものではないのですが、条例に付随して細部を決めております。規程というものがございまして、参考に資料として、資料3でございまして、添付させていただいております。こちらにつきましては、主に手続的なところですが、それから申請いただいたりする際の様式について定めたものでございますので、併せて御覧いただきまして、御承認いただければ、事務手続のほうを進めたいと思っております。

なお、規程につきましては、議決要件を必要としないので、場合によっては、必要に応じて訂正することも可能でございますので、申し添えさせていただきたいと思っております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○柴田委員長 ありがとうございます。

補足の説明を求められる方、いらっしゃいますでしょうか。取りあえず2月中に意見などあったらということで全協でお願いしていたのですが、2月に特段、意見は出なかったそうです。

石井委員。

○石井委員 補足の説明というか、確認をさせていただきたいと思っております。議会事務局に条例と規程のほうを事細かにつくっていただきまして、全部、一言一言読ませていただいて、これで全く問題ないと思うし、このままでいいなと思っているのですが、考え方として確認をさせてください。

まず、条例のほうの1条、目的のところなのですが、白井市議会議員が市に対して請負をする者。これは、単にそのまま読めばいいので分かるのですが、または、その支配人である場合。この支配人というのは、どういうことなのか。

例えば、会社とか、御自分でやっていらっしゃる方は、社長さんという方を支配人と呼ぶのかなと思ったりしたのですが、じゃあ顧問とか、名誉会長とか、あるいは理事長とか、専務とか、副社長とか、どこら辺までがこの支配人というふうになるのか。具体的なことは分からないのですが、そこら辺、もし分かることがあれば確認させてください。

○柴田委員長 事務局長。

○永井議会事務局長 支配人という言葉自体が、明確な定義というのがなかなかあれなのですが、一つの事例としましては、商法、商いの法律ですね。商法のほうで、第20条になるのですが、支配人ということで。商人というのは会社というふうに置き換えていただいて構わないと思うのですが、支配人を選任し、その営業所において、その営業を行わせることができる。また、雇用契約に基づき企業内部において商人に従属して、商人の営業活動の補助をする者のうち、営業上の代理権を有する者をいいますというような書き方がしております。イメージとしては、支店長とか、社長じゃなくても支店単位で契約ができたという、そういう契約の権限を持っている方を支配人というのかなというふうには理解しているところでございます。

以上になります。

○柴田委員長 石井委員。

○石井委員 ありがとうございます。今の支配人のイメージは分かりました。

あと、もう一点だけ。これも確認なのですが、1人の方が御自分で会社を持っていて、その会社が市の請負の仕事をするかしないかというのは、すごく分かりやすいのですけれども。組合をつくっていて、例えば、建築関係の組合とか、いろいろ組合があると思うのですが、その組合の中に議員さんの会社が入っていて、それで市から、例えば災害があったときなんかは、一括して大きな仕事をどんと組合のほうに、建築業界のほうにお願いしますよなんていうようなことは、多分あるのじゃないかと思うのですが、その中で組合に御自分の会社があって、直接、市との請負のやり取りじゃないけれども、組合を通して仕事をした場合に、それは分かるのかなと、自己申告になるのかなと。これをどういうふうに考えたらいいいのかというところが分からないのですけれども、今までも結構あったと思うのです、そういう組合の中に入っていてとか。そんな場合は、どうしたらいいのかを、そこは議員さんの善意に任せて、自己申告しなさいということであれば、そのように確認しておいたほうがいいのかと思ったりします。

○柴田委員長 暫時休憩します。

〔休憩 午前10時19分 再開 午前10時25分〕

○柴田委員長 再開します。

では、条例の本文に関しましては、これで特段、御意見がないと。このまま出して条例制定しても構わないということで意見の一致が見られたと思いますけれども、それによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 そのような形で、最終日に議運の発議として提案したいと思います。

名称なののですけれども、今のところは、まだ仮称なのですね。白井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例って（仮称）がついていますけれども、何か別のお名前がいいんじゃないかとか、ありますか。（仮称）を取るだけでよろしいですか。

○田中委員 これでやってきたので、このままでよろしいのじゃないですか。

○柴田委員長 （仮称）を取って、白井市議会議員の請負の状況の公表に関する条例ということで、最終日に議員発議をするということに決定したいと思います。

それでは、議題の3に行きます。

白井市議会の委員会条例の一部改正、これについてを議題としたいと思います。

議会事務局長から説明をお願いいたします。

○永井議会事務局長 続きまして、白井市議会で委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。資料のほうは、発議案の白井市議会委員会条例

の一部を改正する条例の制定についてをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

本件は、提案されております議案第4号 白井市職員定数条例及び白井市行政組織条例の一部を改正する条例の中におきまして、組織の改正といたしまして新しく設置される未来創造戦略室。こちらが、今は企業誘致推進室ということで、市民環境経済部なのですけれども、そこから独立をして、どこの部にも属さない市長直轄の組織として提案されております。

したがいまして、同条例が可決後に、今後の議案審議に当たりまして、未来創造戦略室に関する事柄の所管をどこの常任委員会にするか定めるということが必要になりまして、提案させていただいております。

ページがないのですが、3ページ目に新旧対照表がございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

今回、お示しさせていただいた案につきましては、今回、市長直轄の組織ということでございますので、総務企画常任委員会を所管とする案でございまして、総務企画常任委員会の所管事務の最後に、未来創造戦略室の所掌に属する事項というものを加える案として、まとめさせていただいたものでございます。

施行につきましては、令和6年の4月1日からということで考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○柴田委員長 特に説明で、補足説明とか、分からないところとかございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 まず、議案第4号が可決された場合に、未来創造戦略室、この位置づけを総務の所掌とするというための委員会条例の改正が必要となると。そうすると、可決後に発議案を議長のほうに提案するという段取りになります。なので、そこで一番最後のほうに追加で、発議の日程が加わることになります。

それで、可決された場合は改正するということは当然かなと思いますけれども、それでよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 ありがとうございます。

これも、4号が全員賛成だった場合は、議会運営委員会発議になるのかな。

○永井議会事務局長 この条例案がこの場として全員賛成だった場合。

○柴田委員長 委員会条例を改正するということを皆さんで諮って、御賛同が得られるということであれば、議運の発議ということで取り扱いたいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 そういうことになりましたので、委員会条例の改正についての発議は、議

運のほうから、先ほどの請負の条例の後に発議するということになりますので、よろしくお願いいたします。

決定事項は、それだけでいいのかな。あったのかな。

○永井議会事務局長 大丈夫です。

○柴田委員長 それで決定で。先ほどの議事日程（案）の追加、一番下のほうに二つ、発議案が追加ということになりますので、よろしくお願いいたします。

議題、その他についてを議題といたします。委員の皆様からは何かございますか。

徳本委員。

○徳本委員 前の全員協議会でお話しさせていただいた件で、常任委員会や予算の特別委員会での議長役の方の進行を公平にしてほしいという点で、2点ほど問題提起させていただきたいです。

一つ目が、各常任委員会に対応を統一するべきではないかと思っている進行についてです。1個が、この議会中の2月26日の総務常任委員会的时候了。田中委員長が議題の進行をされたのですけれども、議案内容について、開始前に4号と6号に関しては事前に説明があり、質疑もあったのですが、進行上、同じ質問をされても受けていただけることになりましたということが説明されています。

私としては、今までずっと、どの議会でも、総括質問と重複しないようにという一言がっていましたし、同じ質問というのは、しないという進行だったと思います。なぜ、この4号と6号だけ、そして総務だけ、同じ質問がいいということになったのかというのを一度、確認したいと思いました。

ちなみに、その後、石井委員が、総括質疑でもありましたが、重複してしまうかもしれないけれども確認したいと言って、質問が始まっています。

私としては、その常任委員会で改めて確認したい、始めたければ、このように、もう一度確認して始めると質問したっていいと思っているのですけれども、進行上、重複してもいいというのが1個の常任委員会だけで進められるというのは違和感覚えたので、どうして、こういうふうになったのか、事情を御説明いただきたいです。

○田中委員 それは私が答えるべきですか。

○柴田委員長 今、それ取り上げますか。

徳本委員。

○徳本委員 また今度でもいいですけれども、非常に、どうしてこれだけ特別だったのかというのを不思議に思ったので、何か事情があるなら知りたいということです。

○田中委員 お話ししておきましょう。

委員長。

○柴田委員長 田中委員。

○田中委員 これは、先々の質疑に対して必要だと思ったものですから、改めて朝のうち

に4、6を執行部のほうに確認をして、今後の進行に必要なので、よろしいでしょうかということを許可を頂いた上で進めて。これは、あくまでも私の判断でございます。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 できれば、なぜ4号と6号は、重ねて質問する必要があるという判断になったか教えていただきたいのですけれども。誰かから要望があったのでしょうか。

○柴田委員長 田中委員。

○田中委員 どこまで返事すべきなのか分かりかねるのですが、私の判断のみで言っています。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 じゃあ、このことに関しては、いいです。あまり解決はしていないですけども。

もう一つについて、予算特別委員会についてです。もう全部初稿、最初の会議録というのが出ているので、全部、自分の記憶じゃなく、見直して確認することができました。これは、ここで話し合ってくれというよりは、事実をお示ししますので、今後、委員長とか議長役の方は、ちゃんと質問の仕方や雰囲気や流れで質問を、一般質問だからいいと言ったり、駄目と言ったりするのではなくて、ちゃんとその内容を全部聞いてから、何を意味しているのかということをついて、同じ対応を取っていただきたいのですというふうに要望します。

会議録から抜き出した事実をお示ししますが、予算委員会的时候、4日間ありましたけれども、2日間の間、ずっと秋谷委員長、質問は全部受けていました。なので、実績についての質問というの、3月1日と3月5日、幾つも出されています。

例えば、広沢副委員長が予防注射の今までの近年の推移を聞いていたりしますし、その後も、武藤委員が今までの実績はというような質問を三つぐらいしてたり、荒井委員、新人さん中心にだったりしますけれども、今までの実績というのを聞いた上で、6年度はどういうことをするのかという流れで私はいいいと思うのですよね。それも全部、委員長、受けられています。

また、要望に関しても、質問した上で、こんなこと要望しますと終わっている人、何人もいました。

ですが、3日目になって、根本委員が要望ですと言って話し始めたら、それは一般質問じゃないのでと言って打ち切っています。ただ、それまでは受けている。

また、令和9年度に始まった事業がどのぐらい実績あるか聞いてから、それをもっと増やすことはするのかというような、次につなげる質問に関しても、実績を聞いた時点で、それは駄目ですというふうに打ち切られています。

でも、これに関しても、それ以前の質問、それから、その日の直後の審議でも、実績について聞いている質問は受けられているのですね。ただ、ちゃんと来年度の質問につなげ

るために実績を聞いているのに、特定の委員だけ打ち切られている。

また、給食については、まさに、そのお金をかけた材料について、どんな内容で、例えば、果物2種類か14種類かというのは、金の使い方として予算の質問です。でも、これも果物と言った途端に、一般質問だと言って打ち切られています。

だから、お金の質問も実績も、ある人が言うのと受けられ、ある人が言うのと打ち切られているということがあるので、皆さんにおきましては、一般質問という言葉、それ市民が聞いたら、その打ち切り方というのは一体何なのかと分からないと思うので、考え方を問うような質問を繰り返しているとか、そういった基準を自分の中で設けていただいて、人によらず、中身で議事進行をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○柴田委員長 というような意見が出ました。これは特に協議をするという話ではなく、今後の議事進行において、そういう意見の出たことを踏まえて、役を担う方は進めていただきたいということかなと思います。

田中委員。

○田中委員 今の徳本委員のお話というのは、ある程度、分かります。

ただ、それ以前に、傍聴席から指示したり、休憩中に議場に議員以外が入ってきたり、こういうことをやめてから、こういう話をしていただきたい。これは本当に恥ずかしい話です。よろしくお願いします。

○柴田委員長 徳本委員。

○徳本委員 両方とも実際やってしまったので、それは謝罪します。

○田中委員 お願いします。

○徳本委員 また、議場に、普通に議員だからと思って入っちゃったのですけれども、注意されたので。それと、議場から、2人で一生懸命考えた質問だったので、つい声出しちゃったのですけれども、それは反省して謝った上で、二度としないようにしています。

ただ、秋谷委員長に関しては、一つも、この不公平さを休憩中にも何度も訴えたにもかかわらず、反省しないどころか、じゃあ自分を下ろせばいいというように開き直っている。自分は反省したら直します。でも、やっぱり委員長やる方は、まずいと思ったら公平にしていきたいというふうに思います。

○柴田委員長 そういうことなので、これは、ここへ留め置きということによろしいですか。

石井委員。

○石井委員 これ留め置きじゃないですよ。議運の委員長、それ、まとめ方おかしいです。これ議題でも何でもないので。その他のところで1人の議員さんが発言したというだけの話で、それを委員長が取り上げて、まとめちゃ駄目です。

それから、議員の名前を出して、今、誹謗中傷に当たりますので、これ私は取り上げる

べきじゃないと思います。

○柴田委員長 議員の名前を出してというのは、徳本委員のほうがということですか、委員長の名前を出してということですか。

でも、取りあえず、その他のところで出されてしまいましたので、議事録として残ってしまいます。そのことを踏まえて、協議はできないのであれば、議事録についての再確認なり何なりをする必要があるかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○ 委員外発言、いいですか。もし、お許しいただければ。

○ 議題に入っていないのだけれども。

○柴田委員長 議題に入っていないから。

○ 休憩。

○石井委員 議運を閉めてからでいいのじゃないですか。

○ 個人名が出ちゃうから。休憩するか、終わってからにしない。

○石井委員 そうですね。

○柴田委員長 そういふことですので、これで一応、議運としては閉じたいと思うのですけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○柴田委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長